

インフルエンザについてお知らせします

季節性インフルエンザ予防接種

について

全国的に新型インフルエンザが流行しています。また、これからの季節は季節性インフルエンザが流行する恐れがあります。感染を防ぐため、手洗い、うがい、咳エチケットといった予防に努めましょう。

また、そのほかの予防方法としては予防接種があります。予防接種を行うことで、はしかなどは違って完全な予防効果は期待できませんが、症状の緩和や重症化を予防する働きがあります。また、家族が接種することで、家庭にインフルエンザを持ち込むことをある程度防ぐことが出来ます。

今年度は小・中学校の児童・生徒に対象を拡大し、次のとおり助成をおこないます。

●接種期間は11月1日から

12月31日までです●

乳幼児及び小・中学生対象助成について

町内医療機関	町外医療機関
<p>「申請書兼助成券」に必要事項を記入して、医療機関へ提出し、本人負担額500円を医療機関へ支払ってください。</p> <p>町内医療機関 岩美病院、おくだクリニック 加藤外科内科医院、藤田医院 接種時に必要なもの ・助成申請書兼助成券 (必要事項を記入押印してお持ちください。) ・母子手帳 ・自己負担金500円</p>	<p>接種費用の全額を医療機関へ支払った後、福祉保健課で請求手続きをしてください。</p> <p>手続きに必要なもの ・医療機関発行の領収書原本 ・印鑑 請求期限 平成22年2月26日(金)</p>
<p>・助成券申請書兼助成券は、町内の保育所・小中学校へ通っている方には、保育所・学校を通じて配布します。それ以外の方で、助成を希望する方には、福祉保健課の窓口で配布します。</p> <p>・助成券の利用は、町内の医療機関のみです。町外の医療機関では利用できませんのでご注意ください。</p> <p>・原則、町内医療機関での接種を対象とします。町外医療機関での接種は、加入している医療保険者に同様の助成制度がない方で、どうしても町内で接種ができない方に限ります。(同様の助成制度がある医療保険者：鳥取県市町村職員共済組合など)</p>	

【乳幼児及び小・中学生】

△対象▽ 満1歳から中学3年生までの乳幼児及び小・中学生。
ただし、保護者が接種を希望し、医師が接種を必要と認める場合は満1歳未満の方も対象となります。

△助成金額▽
・1回の接種につき、予防接種費用から本人負担額500円を差し引いた額。
・1回目の予防接種時の年齢が13歳未満は2回、13歳以上は1回を助成の限度とします。
(13歳以上の方が2回目を接種した場合、2回目分は助成対象外となります。)

【高齢者】

△対象▽ 65歳以上の方
△接種できる医療機関▽
東部医師会加入医療機関
△接種料金▽ 1,000円(ただし、非課税世帯は無料)
接種券を郵送しますので紛失しないようにお願いします。

【障害者等】

△対象▽ 60歳～65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器のいずれかに身体障害者手帳1級程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方
△接種できる医療機関▽
東部医師会加入医療機関
△接種料金▽ 1,000円(ただし、非課税世帯は無料)
該当の方は、福祉保健課窓口で手続きをお願いします。

